

令和6年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 菅刈小学校内学童保育クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「－：該当しない（評価の対象に当てはまらない）」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由（なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など）をコメント欄に必ず記入してください（100字以内）。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分		チェック項目	結果	コ メ ン ト
1	趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	放課後児童クラブ運営指針解説書を参考にしながら年間の保育計画を立て、事業者の特性を生かしながら作成し、日々、放課後児童クラブの質の向上に努めている。
2	放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	小学校から下校後、就労をしている保護者に代わりその家庭の子育てを支援できるように遊びだけでなく、学習支援、生活全般の指導を行っている。子どもの状況や発達段階に変化があったときはその都度、保護者とも情報共有をしている。
3	放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○	子どもが安心して過ごせる生活の場ができるよう、安全面のチェックを毎日行っている。子どもたちの自主性、社会性、創造性を向上させる為にその日の遊び方については自分の意思で決定をしている。社会性を高める為に日直や当番活動の実施、創造性を高める取り組みとして毎月、工作等も行っている。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○	保護者とは日々、連絡帳やお迎え時に子どもに何か変化などがあったときには情報共有をしている。毎年、個人面談も行っていることで保護者に学童の日々の様子を伝える機会にしている。学校とも毎年、在籍児童の情報交換を行い、情報共有をしているが、日々、学童、学校で何かあればその都度、対面などでやりとりをしている。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○	放課後児童支援員として、自己研磨をしていく為に目黒区の研修はじめ、事業者主体の研修等にも参加をし、知識を深めるよう取り組んでいる。日々のミーティング等で子ども達の情報共有以外にも職員の子どもへの働きかけ方、見守りの仕方などの意見を出し合い、職員の質の向上に努めている。
		(4)放課後児童クラブの社会的責任	○	子どもや保護者から苦情があったときは迅速かつ適切に対応していけるよう取り組んでいる。地域との交流を図り、運営協議会や地域の会議にも参加をし、クラブの育成支援の内容を説明する機会を設けている。職員として子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に努めている。
4	放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○	職員一人一人が社会的信頼を得るべく、週初めに子どもと関わるうえでのセルフチェックシートを行い、仕事を始めるうえでの倫理を自覚できるよう取り組んでいる。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○	研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5	要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	苦情相談窓口を設けており、子どもや保護者の苦情を迅速に対応できるようにしている。苦情や要望が発生した際には本社、職員間で共有を行っており、迅速に対応できるよう取り組んでいる。
6	事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○	放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。
		(2)研修等	○	放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。
		(3)運営内容の評価と改善	○	放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。
7	子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、ホームページでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取り組んでいるかを明らかにしている。 目黒区の臨床心理士等の巡回相談を利用し、見解や対応方法を学ぶことで子どもたちそれぞれの発達段階に応じた対応方法を職員間で共有し、全員が同じ対応ができるようにしている。記録にも残しつつも確認をできるようにしている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分		チェック項目	結果	コ メ ン ト
8	育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○	放課後児童クラブは学校が終了後、保護者が労働などで子どもの養育ができない状況によって通うことができる為、学習習慣の定着、おやつ等の提供による食事のマナーの習得、対人関係等の社会性を構築させる役割が必要である。職員はそのことを意識しながら勤務をしている。
		(2)育成支援の留意点	○	職員は日々の子どもの様子を理解し、保護者と様子を伝えあえる関係性を構築できるように取り組んでいる。子どもたちは集団で過ごすことが多い為、遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかなどについてはお互いの考え方の違いを知るなどの社会性を構築する場所でもあることを職員が意識し、日々の子どもの様子を把握し、トラブルがあったときは介入を行うが、自身が見通しをもって主体的に過ごせるように見守りを行っている。
9	障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○	障害のある子どもの受け入れにあたっては子どもや保護者と面談の機会を持つなどをして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向などを個別に把握できるようにしている。
		(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○	育成支援に当たっては保護者と日々、お迎え時にその日の様子を伝えると共に、関わっているなかで出てきた課題については保護者に対応方法を伺いながら保護者と協力しながら支援をしている。目黒区で主催している研修や保護者懇談会などにも参加をし、対応方法との理解も深めている。
10	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○	児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。
		(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○	家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○	特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。
		(1)保護者との連絡	○	保護者とは日々、連絡帳やお迎え時に子どもに何か変化などがあったときには情報共有をしている。毎年、個人面談も行っていることで保護者に学童の日々の様子を伝える機会にしている。保護者会も年3回行っており、子ども達の日々の生活や遊びの様子について伝えている。

11	保護者との連携	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○保護者とは日々、連絡帳やお迎え時に子どもに何か変化などがあったときには情報共有をしている。保護者が相談しやすい雰囲気作りを構築していく為にお迎え時にはかならず、挨拶と会話を大事にしている。親子交流会も年2回行ったことで保護者との距離も近づいてきた。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○保護者との協力関係を構築するために、学校の保護者主体である、おやじの会のイベントへの参加、地域のお祭りや集会に参加をしている。
12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○目黒区に毎年、事業計画を提出をし、育成支援の目標や計画を記載し、実施している。保護者にもクラブの様子等については保護者会などで周知している。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○運営に関わる業務として、運営日誌の作成、おやつの発注、購入、室内の環境整備や安全点検の実施、学校や保護者との連絡調整、地域の関係機関、関係団体との連絡調整、会計事務等を行っている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○在籍児童の担任の先生とは情報交換の機会を毎年設けている。その他にもその都度、何か問題があった際には情報交換を行っている。天候の有無に関わらず、毎日、校庭、体育館を利用させて頂いている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○学校との情報交換や情報共有を日常的に行っている。個人情報の保護や秘密の保持は、個人情報保護法に基づき、個人情報を適切に取り扱っている。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○新1年生の受け入れに当たり、配慮が必要な児童については保育園・幼稚園等に訪問し、保育参観を行っている。その他にもその都度、情報交換が必要ときには連絡のやりとりを行っている。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○地域のお祭りの看板作り等の協力や学校の保護者主体のイベント(おやじの会)や、出張児童館などを行うことで地域との連携体制を築けるよう取り組んでいる。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室を実施しており、運営については目黒区に毎年、事業計画の提出をしており、育成の目標や計画を立てて実施できるように取り組んでいる。
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区 分			チェック項目	結果	コ メ ン ト
17	衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	手洗いやうがいなど、日常の衛生管理についての声掛けや働きを行っており、日常の衛生管理に努めている。施設整備やおやつ等の衛生管理や感染症については目黒区のマニュアル、事業者のマニュアル等を職員全体に周知をしたうえで勤務をしている。
		(2)事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	日常の遊びや生活のなかで起きる事故や怪我を防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要があれば補修をしている。事故や怪我が発生した際には事故報告書の作成とともに、改善策を職員間で意見を出し合っているだけでなく、目黒区、保護者にも迅速な報告、連絡を行っている。食物アレルギー事故防止についても職員間でマニュアルの読み合わせ、エビベン練習トレーナーを使い、練習も行っている。
		(3)防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	事業者で避難訓練の年間計画を作成しており、毎月、児童を含めた避難訓練を行っている。目黒区の災害時初期対応マニュアルや事業者の安全管理マニュアル等の確認をし、災害等が発生した際の対応方法を理解している。
		(4)来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全確保に努めている。今後さらに、保護者や地域団体、関係機関などと連携した安全確保の為の見守り活動等の取り組みを検討していきたい。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区 分			チェック項目	結果	コ メ ン ト
18	施設及び設備	(1)施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時などに静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えている。室内のレイアウトや装飾等、子どもが心地よく過ごせるように工夫をしている。子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びの場所を確保している。近隣の公園なども有効活用している。
		(2)設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにする為の玩具及び図書を揃えている。
19	職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ持続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を置いている。
		(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行っている。
		(3)放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
		(4)勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前援として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)		○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	○	定員30名の適切な運営を行っている。
21	開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は8:00～19:00とし、開所日は年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23	運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
		(2)運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	労働環境を適切に整備していく為に職員全員、健康診断を年に1度、実施することで健康面についての把握をしている。正職員については事業者で行っているストレスチェックを毎年行っている。

25	適正な会計 管理及び情 報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。業務中、通勤途中での災害などが発生したときの為に労災保険に加入をしている。正社員等は厚生年金、雇用保険に加入をしている。
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任を果たすよう努めている。